

美容所開設ガイドブック

令和5年12月
福島市保健所 衛生課

目次

・はじめに	P3
・手続きの流れ	P3
・美容所の構造設備についてーレイアウト(例)	P5
・美容所の設置基準について	P6
・各種届け出の様式について	P9
・美容所変更後の手続き	P12

《お問い合わせ》

福島市保健所衛生課

〒960-8002

福島市森合町 10 番 1 号 福島市保健福祉センター 3 階

TEL:024-597-6319

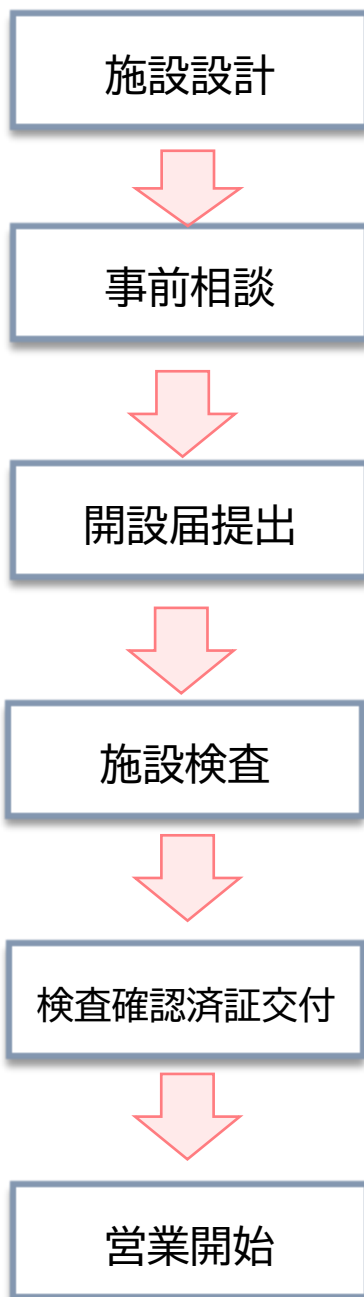
FAX:024-533-3315

はじめに

美容所を開設するためには、美容師法関連法令に基づき「構造設備基準に適合した施設」をつくり、保健所の確認を受けることが必要です。

このガイドブックは、営業をはじめるまでの手続きや構造設備基準について説明しています。

手続きの流れ



【美容所と同一の場所で理容所の重複開設が認められる場合】

- 従事する者全員が美容師免許と理容師免許を取得していること。
- 美容所及び理容所両方の設備構造基準等を満たすこと。

○施設検査日時の調整をします。

○検査確認済証は再交付できませんので、大切に保管してください。

1 事前相談

1. 事前相談

施設的设计基準は、美容師法関係法令で示されているものです。施設着工前に施設的设计図面等を持参し、相談してください。

施設基準に適合しない施設と判明した場合、施設の改修、レイアウトの変更をしてもらうことがあります。

2. 開設届の提出

美容所を開設しようとするときは、保健所長に以下の申請書類の届出を行い、検査確認を受ける必要があります。

【届出に必要なもの】

- 美容所検査確認申請書(様式第1号)
- 美容所開設届(様式第3号)
- 検査手数料(現金で17,000円)
- 添付書類
 - ・美容所の平面図
(作業所、消毒所、待合所、セット用いす、方位、縮尺を示すこと)
 - ・美容師全員分の美容師免許証の原本
 - ・美容師全員分の結核及び皮膚疾患でないことの診断書
- <美容師が2人以上の場合>
 - ・管理美容師の証明書の原本及び写し
- <開設者が法人の場合>
 - ・登記事項証明書
- <申請者が個人でかつ外国人である場合>
 - ・住民票(国籍等を記載したものに限る)

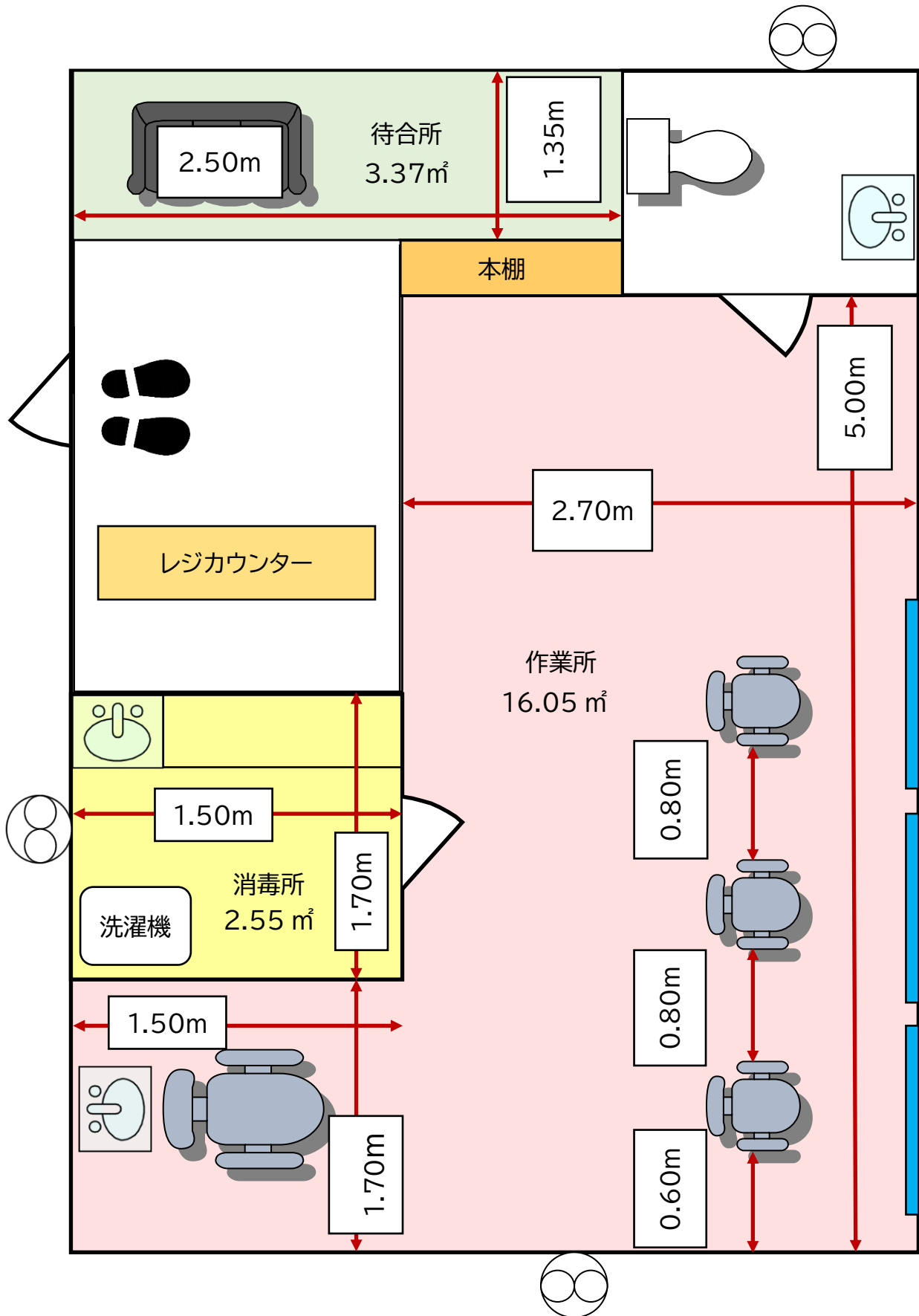
3. 施設検査

○施設検査は、すべての工事、据付、物品の搬入等が終了し、即営業できる状態になった時に行います。

○開設者は検査確認に立ち会ってください。

○施設が提出された書類と合致し、施設基準を満たしているか確認します。

美容所の構造設備について—レイアウト(例)



美容所の設置基準について

設備構造

施設	場所	内容		根拠	
美容所	構造	作業に直接関係無い休憩室と壁、ドアで区画する		条例第5条1	
	照明	作業面の照度 100 ルクス以上 (セット用いす1脚あたり、40ワットの蛍光灯1本以上)		法第13条3 規則第27条1	
	換気扇	美容所内の空気1ℓ中の炭酸ガスの量を5立方センチメートル以下に保つこと。 (換気扇の設置場所:①消毒室、②湯沸かし器の排気口、 ③石油・ガス冷暖房器具の排気口)		法第13条3 規則第27条2	
作業所	床面積	セットいす	床面積	条例第5条2	
		1~2脚	9㎡以上		
		3脚以上	【(いす数) - 2 × 3 + 9㎡】以上		
			玄関靴脱場、レジ台等の面積は除く		留意事項2(2)ア
	セット用いす	いすといすの間隔 80cm以上		規則第26条1	
	床・腰板	コンクリート、タイル、リノリウム又は板等不浸透性材料を使用すること。		条例第5条5	
	天井	塵埃(じんあい)の落下を防ぐ構造とすること。		条例第5条5	
洗髪設備	耐水材料を用いた洗髪設備を設けること。 給湯機を備えること。 洗髪設備の排水口には、ヘアークッチャーをつけること。		条例第5条6 留意事項2(2)オ		
消毒所	構造	消毒専用の場所。作業所と区分すること。 区分方法:①床にテープで印を付ける、②床の材質、色を替える、③棚で仕切る		条例第5条3	
	床面積	1.65㎡以上(薬品保管庫等の面積を含む)		条例第5条3	
	流し台	必ず設置すること。手洗い設備を兼ねてもよい。		規則第26条2	
待合所	構造	設置しなくてもよい。 設置する場合は、作業所、消毒所と区分すること。 区分方法: <作業所との区分> 毛髪等が入らないようにショーケース、本棚等(床全面が床に密着できるもの)で仕切る。 <消毒所との区分> 客が薬品に触れないように壁等で仕切る。		条例第5条4 留意事項2(2)ウ	

備品等

消毒 設備	<p>平成 12 年 9 月 1 日から消毒の方法は変更になった。 クレゾール石ケン液は、消毒に使用できなくなった。</p> <p>器具を十分洗浄した後、以下の方法で客1人ごとに消毒すること。</p> <p>1 カミソリ、血液が付着しているもの(疑いのあるもの)</p> <p>(1) 沸騰後 2 分以上煮沸する (2) 消毒用エタノール原液に10分以上浸す (3) 0.1%以上の次亜塩素酸ナトリウム水溶液中に10分以上浸す</p> <p>2 1 以外の器具</p> <p>(1) 紫外線(85μW/cm²以上)を 20 分以上照射する (2) 沸騰後2分以上煮沸する (3) 80℃を超える湿熱に10分以上触れさせる (4) 消毒用エタノール原液に10分以上浸す 又はエタノールを含ませた綿、ガーゼで器具の表面を拭く (5) 0.01%以上の次亜塩素酸ナトリウム水溶液中に10分以上浸す (6) 0.1%以上の逆性石ケン水溶液中に 10 分間以上浸す (7) 0.05%以上のグルコン酸クロルヘキシジン水溶液中に 10 分以上浸す (8) 0.1%以上の両性界面活性剤水溶液中に 10 分以上浸す</p>	<p>法第8条 法第13条2</p> <p>規則第 24 条 規則第 25 条</p>
毛髪入れ	ふた付き	規則第 26 条3
くず入れ	ふた付き	規則第 26 条3
救急箱	消毒薬、傷薬、ガーゼ付絆創膏	<p>条例第4条8 留意事項1(3)</p>

(注) 法:美容師法、規則:美容師法施行規則、条例:福島市美容師法施行条例、細則:福島市美容師法施行細則、留意事項:福島県美容師法施行条例の制定に係る留意事項(平 12.3.31 健康福祉部長通知)

維持管理

管理美容師	<p>美容師が2人以上の理容所は「管理美容師」を置くこと。</p> <p>「管理美容師」とは、美容師として3年以上勤務に従事し、県知事指定講習会を修了した者。</p> <p>「管理美容師」の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員の健康状態の確認 ・施設、設備、器具等の衛生について点検管理 ・従業員の衛生教育 	法第12条3
自主管理表	2カ月に1回記録	自主管理制度
健康管理	<p>常に従事者の健康管理に注意する。</p> <p>結核、皮膚疾患に感染した場合は、保健所に届け出る。</p>	衛生管理要領第3-2
作業衣	清潔な専用の作業衣を着用する。普段着と兼用しない。	条例第4条1
マスク	顔面作業着に使用する。	条例第4条2
手指	<p>手指の爪は常に短く切る。</p> <p>客一人ごとに作業に着手する前に手指を洗淨する。</p>	条例第4条3
消毒液	原則として、1日1回以上、汚れたら1回何回でも取り替える。	条例第4条7 衛生管理要領第5
収納	消毒済みと未消毒ものを区分し、収納する。	条例第4条10

(注)法:美容師法、条例:福島市美容師法施行条例、自主管理制度:理容所・美容所における自主管理制度の実施について(昭 46.4.2 福島県厚生部長通知、昭 58.4様式改正)、衛生管理要領:理容所及び美容所における衛生管理要領について(昭 56.6.1 環指第 95 号 厚生省環境衛生局長通知、平 22.9.15 一部改正)

各種届け出の様式について

様式第1号(第2条関係)

美容所検査確認申請書

令和5年12月22日

福島市保健所長

住所 福島市五老内町3-1
開設者 氏名

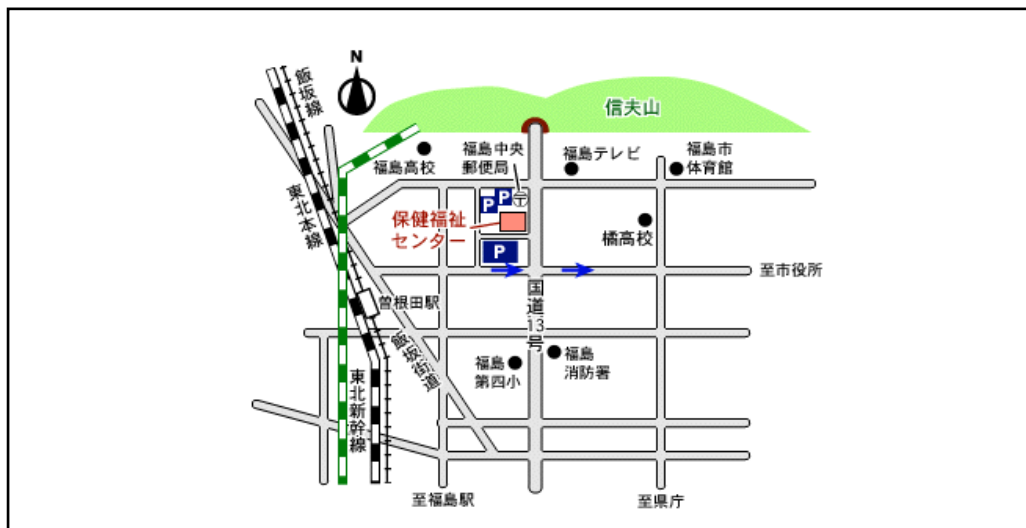
福島 福子

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者氏名 〕

下記の美容所の構造設備について検査を受けたいので、美容師法第12条の規定により申請します。

記

- 1 美容所の名称 ビューティーサロン福島
- 2 美容所の所在地 福島市森合町10番1号 福島市保健福祉センター3階
- 3 美容所の所在地付近の見取図



様式第3号(第3条関係)

美 容 所 開 設 届

令和5年12月22日

福島市保健所長

開設者 住所 福島市五老内町3-1
 氏名 福島 福子
 電話番号 024-597-●●●●

(法人にあっては、主たる事務所の所在地
 並びに名称及び代表者氏名)

下記のとおり美容所を開設したいので、美容師法第11条第1項の規定により届け出ます。

記

美 容 所	名 称	ビューティーサロン福島		電話	024-597-●●●●
	所在地	〒960-8002 福島市森合町10番1号 福島市保健福祉センター3階			
開 設 者	氏 名	福島 福子	登録(免許証)番号	備考(取得年月日)	
		平成元年8月26日生	厚生労働第12345号	平成24年3月1日	
管 理 美 容 師	氏 名	福島 福子	登録(免許証)番号	備考(取得年月日)	
		平成元年8月26日生	厚生労働第12345号	平成24年3月1日	
	住 所	〒960-8601	修了証書番号	備考(修了年月日)	
		福島市五老内町3-1	福島県第54321号	平成30年8月8日	
構 造 設 備 の 概 要	面 積	作 業 所	待 合 所	消 毒 所	
		16.05㎡	3.37㎡	2.55㎡	
	セ ッ ト 用 椅 子	3台			
美 容 師 そ の 他 の 従 業 者	主 な 美 容 器 具	はさみ、くし、ブラシ、ドライヤー			
	氏 名	生年月日	登録(免許証)番号	備考(取得年月日)	
	福島 福子	平成元年8月26日	厚生労働第12345号	平成24年3月1日	
	福島 光代	平成3年6月20日	厚生労働第12345号	平成27年8月8日	
	福島 光	平成15年9月1日	第 号	その他の従業員	
			第 号		
開 設 予 定 年 月 日	令和6年1月15日				
美 容 師 法 施 行 規 則 第 19 条 第 1 項 第 8 号 又 は 第 9 号 該 当 の 有 無	有 ・ (無)				
	理 容 所 の 名 称				
	開 設 (予 定) 年 月 日	年 月 日			

健康診断書

身体検査書等の他の
様式は不適當です。

住所 福島市五老内町 3-1

氏名 福島 福子

生年月日 平成元年8月26日

結核・皮膚疾患の項目を
必ず入れてください。

上記の者診断の結果、結核及び皮膚疾患がないことを診断します。

診断しますの文言を必ず
入れてください。

令和5年12月20日

発行から3ヶ月以内目安

医療機関の所在地 福島市森合町10番1号

医療機関の名称 ○○○○クリニック

医師の氏名 福島 福男

福島

診断した医師の印を押してください。
職印(理事長印・院長印)は不適當です。
なお、自署の場合は押印不要です。

美容所開設後の手続き

1. 変更の届出

開設者は、開設時に届出した構造設備(軽微なもの)、管理美容師、従事する美容師、その他の事項に変更が生じた場合は変更届を提出してください。

【届出に必要なもの】

- 美容所届出事項変更届
- 添付書類(以下参照)

変更内容	必要書類
・ 店舗の構造設備の変更	⇒ 美容所の構造及び設備を明らかにした図面
・ 管理美容師の変更	⇒ 管理美容師修了証書の原本
・ 従事する美容師の退職及び雇用	⇒ 雇用する者について、結核と皮膚疾患に関する健康診断書及び美容師免許証の原本
・ 美容師の婚姻等による氏名の変更	⇒ 氏名変更後の美容師免許証の原本
・ 店舗の名称変更	⇒ ー
・ 開設者の(個人)住所変更	⇒ ー
(法人)本社所在地・代表者の変更	⇒ 登記事項証明書

2. 事業譲渡による承継の届出

事業が譲渡されたことにより開設者の地位の承継が行われた場合は、譲受人が遅滞なく承継届を提出してください。

【届出に必要なもの】

- 美容所開設者の地位の承継届(様式第6号その1)
- 添付書類
 - ・営業の譲渡が行われたことを証する書類
 - ・届出人が外国人の場合にあっては、住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)

3. 相続による承継の届出

届出を行った開設者(個人)が死亡し、その相続人が開設者の地位を継承した場合は、遅滞なく承継届を提出してください。

【届出に必要なもの】

○美容所開設者の地位の承継届(様式第6号その2)

○添付書類

・被相続人の相続関係を証する戸籍の謄本^{*}又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し

・相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により美容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

※法定相続人の範囲を確認するために、被相続人(亡くなられた方)の出生から死亡までの連続した戸籍謄本及び除籍謄本が必要です。

4. 合併・分割による承継の届出

届出を行った開設者法人の合併又は分割により、開設者の地位の承継が行われた場合は、遅滞なく承継届を提出してください。

変更内容	必要書類
・ 合併の場合 ⇒	合併後、存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書
・ 分割の場合 ⇒	分割により営業を承継した法人の登記事項証明書

【届出に必要なもの】

○美容所開設者の地位の承継届(様式第6号その3、その4)

○添付書類

5. 廃止の届出

以下の場合には廃止届を提出してください。

変更内容	必要書類
・ 営業を停止したとき ⇒	—
・ 店舗を移転するとき ⇒	移転先の店の新規手続きが必要
・ 増改築で大きく設備構造が変わるとき ⇒	改築後の店について新規手続きが必要
・ 事業譲渡、相続、合併または分割によらない開設者の変更があるとき ⇒	変更後の開設者の新規手続きが必要